

石川県公報

平成 29 年 11 月 14 日
第 13055 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		正 誤	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	1	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	3
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3	○地域登録検査機関の休止の届出の公告 (同)	4
		○平成29.10.20第13048号中	4

告 示

石川県告示第515号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 失効した知事指定薬物の名称
 - 2- [2, 5-ジメトキシ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] エタンアミン及びその塩類
 - メチル=2- (4-フルオロフェニル) -2- (ピペリジン-2-イル) アセテート及びその塩類
- 失効の理由
当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため
- 失効の日
平成29年11月10日
- 罰則の適用
条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 出川急傾斜地崩壊危険区域
次に挙げる地番の土地に存する標柱1号から標柱21号までを順次直線で結んだ線並びに標柱21号及び標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
輪島市 三井町中 北反甫 109番3	1号
〃 〃 水上 2番	2号
〃 〃 〃 〃	3号
〃 〃 〃 1番1	4号

〃	〃	〃	6 番 1	5 号
〃	〃	〃	〃	6 号
〃	〃	〃	〃	7 号
〃	〃	〃	〃	8 号
〃	〃	〃	10 番	9 号
〃	〃	〃	22 番	10 号
〃	〃	〃	24 番	11 号
〃	〃	〃	30 番	12 号
〃	〃	〃	〃	13 号
〃	〃	〃	379 番	14 号
〃	〃	永長	91 番	15 号
〃	〃	〃	39 番 2	16 号
〃	〃	〃	32 番	17 号
〃	〃	北反甫	219 番 1 甲	18 号
〃	〃	〃	144 番 1	19 号
〃	〃	〃	129 番	20 号
〃	〃	〃	109 番 1	21 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

2 上麦口急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 7 号及び標柱 1 号を平成元年 10 月 6 日建設省告示第 1694 号で指定した上麦口川砂防指定地に沿って結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地				標柱番号
小松市	上麦口町	ホ	4 番	1 号
〃	〃	ル	9 番 3	2 号
〃	〃	〃	9 番 1	3 号
〃	〃	〃	〃	4 号
〃	〃	〃	8 番 5	5 号
〃	〃	〃	〃	6 号
〃	〃	〃	〃	7 号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

3 市原 3 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 9 号及び標柱 1 号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地				標柱番号
白山市	市原	ヌ	60 番 1	1 号
〃	〃	ル	24 番	2 号
〃	〃	〃	〃	3 号
〃	〃	ヌ	62 番 1	4 号
〃	〃	ル	30 番	5 号
〃	〃	イ	17 番	6 号
〃	〃	〃	36 番 1	7 号
〃	〃	〃	38 番 5	8 号
〃	〃	〃	43 番 1	9 号

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県石川土木総合事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
藤 田 伸一郎	県内全域	金沢市元町2丁目6番10号 さくら内科クリニック
森 雅 之	〃	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院
高 澤 雅 至	〃	七尾市松百町8部3番地の1 独立行政法人国立病院機構 七尾病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
浅 亮 輔	県内全域	小松市八幡イ12番地7 特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター
勝 木 保 夫	〃	小松市土居原町175番地 特定医療法人社団勝木会 芦城クリニック
加 登 康 洋	〃	小松市蛭川町西103-1 明峰の里診療所
荒 谷 穰 治	〃	〃

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社林農産
林 浩陽
野々市市藤平132番地

- 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

登録台帳に記帳されなくなった者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
宮越敬二	白山市明島町ヨ58-1	玄米

地域登録検査機関の休止の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり業務の休止の届出があった。

平成29年11月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社林農産
林 浩陽
野々市市藤平132番地
- 2 休止又は廃止の別
休止
- 3 休止の期間
6ヶ月間
- 4 休止しようとする業務
国内産農産物の品位等検査

正 誤

平成29年10月20日発行の石川県公報第13048号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
4	石川県選挙管理委員会告示第82号	226,633人	219,975人
5	石川県選挙管理委員会告示第84号	226,633人	219,975人